

〔 一般選手登録規程 〕

(目的)

第1条 長野県テニス協会（以下「本会」という）において、一般選手登録規程を定める（一般選手登録について参照）

(登録資格者)

第2条 本会の加盟団体（特別加盟団体は除く）会員であり、県内に在住・勤務・通学（大学生・専門学校生）している者か、ふるさと登録（県外の大学生・専門学校生）をしている者。ただし、2018年4月1日現在で、本会の会員登録を抹消されているか一定期間抹消されている者は登録できない

(登録費用)

第3条 登録料は、1年間（4月1日～翌年3月31日まで）1,000円とする

(有効期限)

第4条 登録は1度すると、第7条か第8条に該当するまで有効となる
2) 登録料は、毎年納入（3月1日～翌年2月末日まで）する

(登録方法)

第5条 登録等は下記により行う。
(1) 登録を希望する者は、本会ホームページ「一般選手登録」よりログインして、手順にしたがい必要事項を明記して送信する
(2) 登録を終了したら、登録料を下記へ振り込む
* 八十二銀行 西松本支店 普通預金：No.458166
* 口座名：長野県テニス協会・一般選手登録・代表 三村功（ミムラ イサオ）
* 振込手数料は、申込者の負担となります
(3) 登録内容に変更等が生じた場合は、ホームページよりログインして、一般選手登録変更届を送信する
(4) 脱会・抹消した者が再登録を希望する場合は、一般選手登録変更届（再登録）を、上記(3)と同様に送信する

(登録認可)

第6条 上記、第5条(1)(2)が終了して、登録料の納入が確認されると、メールで登録番号が返信されて登録が認可される

(脱会)

第7条 下記に該当する者は、一般選手登録を脱会となる。
(1) 本人より脱会の申し入れがあった者（年度途中でも登録料の返金はありません）
(2) 加盟団体（所属団体）を脱会した者

(登録抹消)

第8条 下記に該当する者は、登録を永久または、ある期間抹消する。なお、第8条に該当する者がいた場合には、「倫理部会」がその調査・審議を行い、裁定を通知する。
(1) 一般選手登録内容を偽っていた者
(2) 本会の名誉を著しく毀損するような言動があった者
(3) 本会が主催等する大会において、「JTAサスペンションポイントの基準」に該当する言動があった者

付 則

(施行期日) 一般選手登録及び、一般選手登録規程は、本会事務局にて統括する。
この規程は、2019年2月24日より施行する